

「共同実施」に向けた問題例 2

・基礎編（7月～12月） 第1回～第24回／各回60問

・実践編（1月～4月） 第25回～第40回／各回30問

（注）あくまでも「問題の例示」です。実際にお届けするものではありません。

特に、実践編については文部科学省や共同実施に関する自治体協議会の動向を見極めつつ、適切に対応してまいります。

（1）基礎編（7月～12月）の問題例 【補助教材1】空欄補充問題（穴埋め）の例

大問1 次の各条文は、学校教育法のそれぞれ一部である。空欄に適する語句を、次の①～⑤のうちから一つ選べなさい。

- （1）第31条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、 を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

- | | |
|--------------------------------|----------|
| <input type="text" value="1"/> | ① 教育活動 |
| | ② 授業 |
| | ③ 学習活動 |
| | ④ 教育指導 |
| | ⑤ 教科等の指導 |

選択肢のこの部分を削除 → 語句を書き込み、覚える学習法
語句を書き込むタイプの解答用紙Aを使用

- （2）第11条 校長及び教員は、校長及び教員は、 上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

- （3）第12条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その に必要な措置を講じなければならない。

- （4）第19条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、 は、必要な援助を与えなければならない。

- （5）第35条 は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

教職教養予想問題（第 回） 解答用紙 A（語句を書くタイプ）

解答日 月 日（ ）

解答番号	解 答	○×
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

解答番号	解 答	○×
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60		

（正答数）
別様式に転記 ←

教職教養予想問題（第 回） 解答用紙 B (解答者のタイプ) 月 日 ()

解答番号	解答	○×	正解 (メモ)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

解答番号	解答	○×	正解 (メモ)
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			

(正答数)
→ 別様式に転記